

令和6年

第5回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和6年5月27日 午前9時00分～
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について(3番樋口 隆委員、4番小幡 武重委員)
- 日程 3 諸般の報告 : 別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第1号議案 農地法第18条第1項の規定による許可申請について
- 日程 6 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 7 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程 8 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程 9 第5号議案 農用地利用集積計画(案)について
- 日程 10 協議第1号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
- 日程 11 協議第2号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
- 日程 12 その他

- 令和6年5月29日(水)～令和6年5月30日(木)
 - ・全国農業委員会会長大会ならびに新潟県農業委員会会長東京集会
【東京都 文京シビックホールほか】 <会長>

- 令和6年6月5日(水)～令和6年6月25日(火)
 - ・地域計画策定に係る説明会
【市内12地区】 <各地区委員、事務局、農林課>

- 令和6年6月11日(火) 13:30～
 - ・市町村農業委員会事務局長会議
【新潟市 新潟県自治会館】 <事務局長>

- 令和6年6月14日(金) 13:30～
 - ・食育出前授業
【五十沢小学校】 <六日町・五十沢地区委員、事務局>

- 令和6年6月17日(月) 10:30～
 - ・第99回常設審議委員会
【新潟市 JA新潟ビル】 <会長>

- 令和6年6月21日(金) 15:00～
 - ・農業・農政情報事業推進地区懇談会
【湯沢町 越後湯沢温泉さくら亭】 <会長、会長職務代理、事務局長>

- 令和6年6月24日(月) 9:00～
 - ・第6回農業委員会総会
【大和庁舎 旧議場】 <全員>

出席委員は次のとおりである。

1 番	青木 日出男	2 番	田邊 浩	3 番	樋口 隆
4 番	小幡 武重	5 番	関 昭夫	6 番	上村 哲
7 番	小林 憲一	8 番	中俣 渉	9 番	佐々木 大輔
10 番	西野 徳光	11 番	宮田 京子	12 番	荒川 敦
13 番	篠田 猛	14 番	片桐 京	15 番	山崎 輝代
16 番	高橋 宏	17 番	大平 泰弘	18 番	原澤 眞
19 番	並木 孝夫				
推 1 番	桑原 宏太	推 2 番	松田 伸児	推 3 番	飯酒盃 大祐
推 4 番	山田 利広	推 5 番	笛木 正計	推 6 番	関 佐智
推 7 番	小林 久雄	推 8 番	星野 覚雄	推 9 番	阿部 勉
		推 11 番	宮崎 実	推 12 番	林 幸次
推 13 番	小杉 進	推 14 番	片桐 健二	推 15 番	関 晃
推 16 番	島田 徳敏	推 17 番	長谷川 政一	推 18 番	勝又 信行
推 19 番	志太 要一	推 20 番	櫻井 隆	推 21 番	高村 英男
推 22 番	井口 博	推 23 番	水澤 利徳	推 24 番	牛木 友哉

欠席委員は 1 名である。

推 10 番 山岸 健一

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	関井 雅弘	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主事	宮下 悠紀	農地係主事	田村 萌
農林課農業振興係長	関 卓也		

(会長、議長席に着く)

(9時00分開会)

議長 それでは、令和6年第5回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、農業委員が19名、推進委員が23名で合計42名の出席となり、総会は成立します。

日程1 会期の決定について

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、会期は本日一日といたします。

日程2 会議録署名委員の指名について

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、3番樋口隆委員、4番小幡武重委員をお願いいたします。

日程3 諸般の報告

議長 日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが皆様方から何かありますでしょうか。

無いようでしたら、私の方からお願いいたします。5月9日に開催されました農業振興協議会については決算と予算の話だけでしたので、詳細については後日報告させていただきます。また、5月17日の常設審議委員会につきましても、新潟県農林水産部から来年度の予算についての説明があり

ましたが、大まかな内容でしたので、細かい説明については省かせていただきます。

他にございますでしょうか。無いようでしたら、諸般の報告を終了させていただきます。

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号報告朗読)

(1) 農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降5件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

(2) 農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について
5ページをご覧ください。こちらは11件です。

1番、2番は関連案件です。いずれも法人との契約に変更するための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

3番、第三者との貸借契約のための解約です。

4番、5番、6番は同じ所有者の方の案件です。いずれも所有者の都合による解約で、後ほど3条申請があがってきます。

7番、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

8番、9番は関連案件です。JA仲介の貸借の解約で、所有者の都合による解約です。

10番、農地転用のための解約です。

8、9、10番につきましては、後ほど5条申請があがってきます。

11番、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

(3) 使用貸借の解約について

9 ページをご覧ください。こちらは2件です。

1 番、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

2 番、農地転用のための解約です。貸借の解約通知の8、9、10 番案件と同様に、後ほど5 条申請があがってきます。

(4) 農地法の適用を受けない事実確認について

11 ページをご覧ください。こちらは4 件です。

1 番、小栗山の登記畑、現況原野1 筆、109 m²です。こちらは過去に農地法上の農地から外れた農地であり、すでに農地台帳には載っていない土地です。資料は、1～2 ページをご覧ください。現地につきましては、4 月17 日に牛木委員より非農地であることを確認していただいております。

2 番、関の登記畑、現況堤1 筆、218 m²です。こちらは過去に農地法上の農地から外れた農地であり、すでに農地台帳には載っていない土地です。資料は3～4 ページをご覧ください。現地につきましては、4 月18 日に飯酒盃委員より非農地であることを確認していただいております。

3 番、姥島新田の登記畑、現況原野1,983 m²です。こちらは山間部の耕作条件の悪い農地ということで、耕作放棄地化したということで、農地でなくなった年月日につきましては、昭和50 年ごろとのことです。資料は5～6 ページをご覧ください。現地につきましては、4 月18 日に星野委員より非農地であることを確認していただいております。

4 番、宮の登記田、現況宅地1 筆、5.84 m²です。こちらは土地改良事業の除外地になったために狭隘な農地となり、昭和45 年ごろに耕作放棄地化した土地です。資料は7～8 ページをご覧ください。現地につきましては4 月19 日に関佐智委員より非農地であることを確認していただいております。

(5) 農地法施行規則第29 条第1 号の規定による通知について

13 ページをご覧ください。こちらは1 件です。200 m²未満の農作業用施設の転用の届出であります。

1番、宮の畑1筆、64㎡です。こちらは農作業所建築のための届出で、届出日は4月18日です。資料は9～11ページをご覧ください。

第1号報告については以上です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、第1号報告を終了させていただきます。

日程5 第1号議案 農地法第18条第1項の規定による許可申請について

議長

日程5 第1号議案 農地法第18条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号議案朗読)

申請の説明に入る前にもう一度この許可申請についての説明をさせていただきたいと思います。

この農地法第18条第1項の許可申請は、農業委員会長の許可を受けて農地の賃貸借を解約するという申請になります。農地の賃貸借の解約につきましては、農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知が今月も報告であがっていましたが、こちらは農地の耕作者と所有者の両者の合意による解約であり、賃貸借の解約のほとんどがこの合意解約によるものであります。

その一方で、所有者と耕作者の両者合意による解約ができないため、当事者の一方のみの申請で、農業委員会の許可を受けて賃貸借を解約するケースというものがあります。今回の第1号議案の案件については、そのケースに該当したものであるということになります。

1番、海士ケ島新田の登記畑、現況田1筆、160㎡です。

申請者は借受人の方で、契約につきましては、農地法第3条による期間の定めのない賃貸借です。申請の内容ですが、借受人の方が高齢で耕作が困難であるため賃貸借契約を解約したいということであります。資料については12ページをご覧ください。地図上では3筆に分かれておりますが、現状では1枚の農地ということになっております。

具体的な内容ですが、申請者からの申出によりますと、過去に身内のどなたかが賃貸借契約を結ばれたことは確かなのですが、いつ誰が賃貸借契約を結んだのかがよくわからないとのことです。さらにこちらの農地は換地処分を受けている農地であります。従前地がもともとどこにあったのかもわからないということです。また、賃借権は相続の対象となりますので、賃借権を持っていた方が亡くなりますと、法律上の決まりによって相続されていくものであり、この賃借権についても農地台帳上で機械的に相続が発生しているものの、申請者の方も自分が土地を借りて耕作をしていることになっている実感がなかったとのことです。申請者は高齢で耕作が困難ということもあり、契約を解除するため所有者を可能な限り当たってみたのですが、手がかりを得ることはできなかったため、許可申請を上げたものになります。

こちらの申請につきましては、借受人が高齢のため耕作が困難であるうえ、土地の所有者が所在不明で合意解約をすることができないという状態にありますので、許可を受けて賃貸借を終了させるということについては正当な事由であり、合理的なものでありますので、この案件につきましては許可相当と考えております。

第1号議案については以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第1号議案農地法第18条第1項の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案については原案のとおり承認されました。

日程6 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

議長

日程6 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号議案朗読)

17ページをご覧ください。今月の申請は8件です。

71番、浦佐の畑1筆、2,109㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり36円です。申請理由は経営規模拡大のためです。こちらですが、財産処分の意向があることと、整地代を折半して差し引きしたことにより、この価格とのもので、譲受人につきましては、経営農地を全て耕作されており、農地を効率的に利用することが見込まれますので、許可相当であると判断しております。

72番、鰐島の田1筆、2,424㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり701円です。申請理由は経営規模拡大のためです。譲受人につきましては、経営農地を全て耕作されており、機械の所有状況や農業経験を勘案しますと、農地を効率的に利用することが見込まれますので、許可相当であると考えております。

73番、74番、75番については譲受人の方が同じ方の関連案件ですので、一括して説明させていただきます。

73番、余川の田1筆、897㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり201円です。

74番、余川の田3筆、957㎡、売買による所有権移転で、

対価は㎡あたり 125 円です。

75 番、余川の田 1 筆、499 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 100 円です。

いずれも申請理由は経営規模拡大のためです。

これらの農地は譲受人の所有農地の付近にあり、一体的に耕作するため購入したいというものであります。譲受人は全て自分の農地を耕作されており、機械の所有状況や農業経験を勘案しますと、農地を効率的に利用することが見込まれるということで、許可相当であると判断しております。

76 番、大月の畑 11 筆、7,107 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 70 円です。こちらは所有者に財産処分の意向があるため、この対価とのことです。譲受人は農地を耕作されており、世帯の従事状況から農地を効率的に利用することが見込まれますので、許可相当であると判断しております。

77 番、九日町の畑 1 筆、921 ㎡、贈与による所有権移転で、申請理由は経営規模拡大のためです。こちらは所有者の方が高齢のために手放す意向がある農地を親戚の方が取得したいというものであります。譲受人の経営面積が少ないのですが、通常管理を自ら行い、畑として一般野菜を作付けするというので、営農計画書の提出を受けております。営農計画書等から農地の効率利用が見込まれますので、許可相当であると考えております。

78 番、雲洞の畑 2 筆、1,352 ㎡、贈与による所有権移転で、申請理由は経営規模拡大のためです。財産処分の意向のある農地について、借り受けている方が取得したいという申請です。譲受人は経営農地を全て耕作されており、農業経験や機械の所有状況などから農地を効率的に利用することが見込まれるということで、許可相当であると考えております。

第 2 号議案については以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第2号議案は原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案は原案のとおり承認されました。

日程7 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長

日程7 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事

(第3号議案朗読)

20ページをご覧ください。今月の4条申請は3件です。

7番、下原の田1筆の内597.24㎡、転用目的は住宅(自宅)の建設のためです。資料については13～15ページをご覧ください。申請の内容としては、住宅を建築したいということですが、こちらは申請者の亡くなった夫が昭和62年10月30日に住宅を建築しておりまして、この度車庫の建設計画があったため調べたところ、当時、申請地部分の許可を得ていなかったということが判明し、始末書を提出していただいております。

この農地は農業公共投資の対象となった農地で、第1種農地ですが、集落に接続した農地を農家住宅に使用するものであり、農家住宅適正面積の目安以上の規模ではありますが、土地が不整形であり、利用計画図等から計画面積が適当であると判断し、許可相当であると考えております。

8番、四十日の田1筆、1,655㎡、転用目的は堆肥置き場のためです。資料については16～18ページをご覧ください。申請の内容としては、圃場枚数増加に伴い、自社でもみ殻を

堆肥化し、管理している全圃場に撒くための堆肥集積場所として利用したいということでもあります。

この農地は、農用地区域内にある農用地ですが、農業施設に使用するものであり、施設の規模から計画面積が適当であるため、許可相当であると考えております。

9番、舞子の畑1筆、389㎡、転用目的は一般住宅建築のためです。資料については19～21ページをご覧ください。申請の内容としては、一般住宅を建築したいということでもあります。こちらは亡くなった父が昭和46年8月に自宅を建築しましたが、この度自宅の建物登記簿等の調査をしたところ、一部が農地にかかっているということが判明したため、始末書を提出していただいております。

この農地については、1種、3種以外で生産性の低い農地で、第2種農地となりますが、集落に接続した農地を一般住宅に使用するものであり一般住宅適正面積の目安以上の規模ではあります。利用計画図等から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えております。

以上です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。推進委員24番牛木委員。

推24番牛木委員

8番案件について、申請人である法人の代表の名前と地主の名前が違いますが、4条案件でよろしいのでしょうか。

議長

宮下主事。

宮下主事

こちらの土地については、申請人である法人が現在借り受けている土地ですので、賃借権が現在設定されているのですが、そうした場合、土地の所有者でなくとも4条の申請で許可申請をあげられますので、このような形で申請があがっているものであります。

議長

牛木委員、よろしいでしょうか。
他にございますか。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第3号議案農地法第4条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第3号議案は原案のとおり承認されました。

日程8 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長

日程8 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事

(第4号議案朗読)

22ページをご覧ください。今月の5条申請は6件です。

22番、五箇の田1筆のうち809.7㎡、賃借権の設定で、転用目的は貸椎茸栽培ハウス建設のためです。資料は22～24ページをご覧ください。申請の内容ですが、椎茸の増産によって取引先の需要に応えるため、貸栽培ハウスの建設が必要になったということで申請するものであります。

この農地については、農用地区域内にある農用地ですが、農業用施設に使用するものであり、建築物の規模から計画面積が適当であるため、許可相当であると考えております。

23番、穴地新田の田1筆のうち1,864.58㎡、賃借権の設定で、転用目的は貸椎茸栽培ハウスです。資料は25～27ページをご覧ください。申請の内容ですが、椎茸の増産によって取引先の需要に応えるため、貸栽培ハウスの建設が必要に

なったため申請するものであります。

この農地については、農用地区域内にある農用地ですが、農業用施設に使用するものであり、建築物の規模から計画面積が適当であるため、許可相当であると考えております。

24番、大崎の畑1筆、380 m²、使用貸借権の設定で、転用目的は一般住宅建築のためです。資料は28～30ページとなります。申請の内容ですが、既存住宅が老朽化したことから、譲渡人が共同事業者となり、新たに住宅を建築したいということでもあります。

この農地については、集落内にある生産性の低い第2種農地ですが、集落に接続した農地を一般住宅に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以上の規模であります。土地が不整形であり、利用計画図から計画面積が適当であると判断し、許可相当であると考えております。

25番、寺尾の田6筆のうち1,146.27 m²、賃借権の設定で、転用目的は貸椎茸栽培ハウス建設のためです。申請の内容ですが、椎茸の増産によって取引先の需要に応えるため、貸栽培ハウスの建設が必要になったということでもあります。

この農地につきましては、農用地区域内にある農用地であります。農業用施設に使用するものであり、建築物の規模から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えております。

26番、上野の田畑7筆、2,765 m²、寄附による所有権移転で、転用目的は庭園建設（境内地）のためです。資料は34～36ページをご覧ください。申請の内容ですが、参拝者が散策するための庭園として利用したいというものであります。

この農地につきましては農業公共投資の対象となった農地で第1種農地ですが、既存の施設の拡張に使用するものであり、拡張に関わる部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものであり、利用計画図から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えております。

27番、穴地新田の登記畑、現況田3筆のうち3,455.18 m²、賃借権の設定で、転用目的は貸椎茸栽培ハウス建設のためです。資料は37～39ページをご覧ください。申請の内容ですが、椎茸の増産によって取引先の需要に応えるため、貸栽培ハウスの建設が必要になったというものであります。

議 長

この農地につきましては、農用地区域内にある農用地ではありますが、農業用施設に使用するものであり、建築物の規模から計画面積が適当であるため、許可相当であると考えております。

また、30 a を超える転用ですので、農業会議への諮問が必要な案件となっております。

以上です。

関係委員がおられます。農業委員 10 番西野徳光委員の除斥を求めます。

(10 番西野委員退席)

22 ページ 24 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。22 ページ 24 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、24 番案件については原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

(西野委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第4号議案は原案のとおり承認されました。

日程9 第5号議案 農用地利用集積計画(案)について

議長

日程9 第5号議案 農用地利用集積計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第5号議案朗読)

25ページをご覧ください。全部で31件あります。

459番、東泉田の田7筆、3,474㎡、あっせんの成立による所有権移転で、対価は㎡あたり224円です。こちらの案件は、所有者に財産処分の意向があるということで、農地所有適格法人である受人が取得するというものであります。資料は40ページをご覧ください。申請理由は経営規模拡大のためです。

460番、浦佐の田1筆、賃借権の設定で、対価は総額20,000円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

461番、市野江甲、一村尾の田12筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

462番、大崎の田3筆、賃借権の設定で、対価は全部で6俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

463番、穴地新田の台帳畑、現況田1筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり15,000円です。申請理由は経営規模拡大

のためです。

464 番、穴地新田、穴地の田畑 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

465 番、穴地新田、穴地の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

466 番、茗荷沢の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 50kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

467 番、468 番、469 番は同じ借受人の方の案件です。

467 番、茗荷沢の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

468 番、茗荷沢新田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

469 番、同じく、茗荷沢新田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 30,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

470 番、中川の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 2 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

471 番、472 番、473 番は同じ借受人の方の申請です。

471 番、京岡の田畑 10 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

472 番、京岡新田の 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

473 番、京岡新田、中川新田の田畑 10 筆、賃借権の設定で対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

474 番、津久野の 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

475 番、新堀の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

476 番、五日町の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

477 番、吉里の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

478 番、塩沢、天野沢の田 3 筆、賃借権の設定で対価は全

部で 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

479 番、天野沢の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 2 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

480 番、泉盛寺の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は総額 20,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

481 番、八竜新田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

482 番、三郎丸の田 2 筆、賃借権の設定で対価は総額 30,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

483 番、大崎の畑 1 筆、使用貸借権の設定となります。申請理由は経営規模拡大のためです。

484 番、大崎の畑 1 筆、483 番と同様に使用貸借権の設定です。申請理由は経営規模拡大のためです。

いずれも使用貸借権の設定ですので、対価はありません。

485 番以降、489 番まで賃借権と使用貸借権の再設定です。

特に説明が必要なものはありませんので、説明は省略させていただきます。

以上です。

議 長

ただいまの説明について、質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第 5 号議案農用地利用集積計画(案)については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 5 号議案は原案のとおり承認されました。

議長 暫時休憩といたします。
(9時40分休憩)

議長 休憩前に引き続き、議事再開いたします。
(10時20分再開)

日程10 協議第1号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議長 日程10 協議第1号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長 (協議第1号朗読)
33ページをご覧ください。南魚沼市長より5月13日付で農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての依頼が届いております。

毎月のように意見聴取が上がってきておりますが、こちらの促進計画案を作成するに当たりましては農業委員会の意見を聞く、ということになっておりますので、案件が上がるたびに意見聴取という形で上げさせていただいております。

それでは、34ページの表をご覧ください。

こちら毎月事例と同じように、中間管理権の設定された農地につきまして、今まで耕作されていた方が都合により耕作できなくなったため、新たな耕作者の方に賃借権を移転するという内容の申請であります。表の中ほどに利用権を移転する者という欄がありますが、これがもともと耕作をされていた方ということになります。隣の利用権の移転を受ける者という欄がありますけれども、こちらが今度は耕作権を譲受けて新たに耕作をされる方となります。

こちらのほうはいずれも、新たに受けられる方につきましては認定農業者の方ですので農用地利用集積等促進計画による賃借権の移転を受けることについては、特段問題は無いと考えております。

以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第1号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、協議第1号は原案のとおり承認されました。

日程 11 協議第2号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

議 長

日程 11 協議第2号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてを議題といたします。農林課関係長。

農林課
関係長

(協議第2号朗読)

農林課、農業振興係の関と申します。よろしく願いいたします。

それでは36ページをご覧ください。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について意見を求めるものでございます。

こちらは基本構想と言われるものでございまして、こちらは農業経営基盤強化促進法に基づき、県が基本方針というものをご定めまして、そちらが市町村におりてきて、基本構想となり、それが農業経営に関する様々な事業であったり計画であったりといった、具体的な計画に落とし込まれるという流れでございます。

こちらの県が定める基本方針、そしてそこからおりてくる市町村が定める基本構想、こちらは5年に1度計画を見直し、新たに定めるものであり、前回の見直しは令和5年度に行われております。

今回、皆様に意見聴取を求めるものに関しましては、この中で一部目標年度が令和5年度となっているものがございましたので、こちらを令和12年度に改めるという内容です。

基本構想の中身に関する変更はありませんので、今回は目標年度の更新のみの変更とさせていただきます。

基本構想の変更につきましては、農業委員会に意見をお聞きしてそれをもとに県に提出するという手続になっておりますので、この場を借りて意見照会をさせていただくものでございます。

以上です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第2号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、協議第2号については原案のとおり承認されました。

日程12 その他

議長

日程12 その他についてですが、何かありますでしょうか。農業委員13番篠田委員。

13 番篠田委員

幹事会からの報告です。

- ・管外視察研修について

- ・暑気払いについて

幹事会からは以上です。

議 長

ただいまの報告について質疑を行います。

(質問、意見なし)

他に何かございますでしょうか。無いようでしたら本日の総会は終了させていただきます。

(11時18分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 6年 7月 25日

南魚沼市農業委員会 会長

並木 孝夫

会議録署名委員

樋口 隆

会議録署名委員

小幡 武重
